



ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
株式会社ヒューマン・プライム
東京都中央区日本橋人形町1-18-9
ATビル5F 〒103-0013
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
MAIL.info@humanprime.co.jp

人事・労務相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

雇用保険の基本手当日額が8/1～変更 地域別最低賃金額改定の目安が公表

今回の通信では8月1日から変更になった雇用保険の基本手当日額と最低賃金改定の目安が公表されましたので、その内容をご紹介します。

●8月1日から雇用保険の基本手当日額が最高額・最低額ともに変更されました。

今回の変更は平成29年度の毎月勤労統計調査による毎月決まって支給する給与の平均額が平成28年度と比較して約**0.57%上昇**したことによるものです。変更後の金額は下記の表になります。

最高額

年齢区分	変更以前	変更後	差額
60歳以上65歳未満	7,042円	7,083円	+41円
45歳以上60歳未満	8,205円	8,250円	+45円
30歳以上45歳未満	7,455円	7,495円	+40円
30歳未満	6,710円	6,750円	+40円

最低額

年齢区分	変更以前	変更後	差額
全年齢共通	1,976円	1,984円	+8円



◆**基本手当日額とは**…労働者が離職をした場合に、再就職活動に専念できるように支給される給付金の1日当たりの支給額(年齢や離職前の給与により変動)のことです。

●7月26日に平成30年度地域別最低賃金改定の目安が公表されました。

引上げ額の目安はランクごとに分類され都道府県毎に適用されるランクが変わります。公表されている目安は下記の通りです。※今回公表された内容はあくまで目安で確定の金額等ではありません。

ランク	都道府県
A(27円)	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B(26円)	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
C(25円)	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡
D(23円)	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。